

豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る 防災対応指針

(案)

202年月
豊 橋 市

— 目 次 —

はじめに

| | |
|----------------------------------|----|
| 1. 本指針の位置づけ | 4 |
| 2. 南海トラフ地震に関する情報とは | 5 |
| (1) 南海トラフ地震の特徴 | |
| (2) 南海トラフ地震に関する情報の種類 | |
| (3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ | |
| (4) 検討を行う理由 | |
| (5) 想定する後発地震の規模 | |
| 3. 「南海トラフ地震」に対する防災対応の基本原則 | 10 |
| 4. 事前避難対象地域の設定 | 11 |
| 5. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際の対応 | 19 |
| 6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応 | 20 |
| (1) 市の対応 | |
| (2) 市民の対応 | |
| (3) 事業者の対応 | |
| (4) その他 | |
| 7. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応 | 37 |
| (1) 市の対応 | |
| (2) 市民の対応 | |
| (3) 事業者の対応 | |
| 8. 配慮事項 | 41 |
| (1) 南海トラフ地震臨時情報の理解促進 | |
| (2) 訓練等の実施と指針の見直し | |
| 9. その他 | 43 |

参考資料（チェックリスト、様式集、用語集）

はじめに

本市でも相当の被害が想定されている南海トラフ地震は、マグニチュード8クラスの地震が100年～150年間隔で繰り返し発生しています。しかしながら、発生パターンは毎回異なっており、過去には、南海トラフ沿いの広い領域で巨大地震が同時に発生した事例もあれば、東海地震、東南海地震、南海地震のいずれかの領域で地震が発生した後に、時間差を置いて別の領域で地震が順に発生した事例もあります。

国は、東日本大震災をきっかけに南海トラフ地震対策を推進しており、平成29年11月から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始し、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表は行わないこととしました。また、平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表するとともに、令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更に伴い、時間差により発生する南海トラフ地震への対応を追記し、同月より「南海トラフ地震臨時情報」の提供を開始しました。

その後、愛知県防災安全局は、南海トラフ地震臨時情報発表時に愛知県及び関係市町村が連携・協力して一体的に防災対応を講じることを目的として、令和2年3月に「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』検討手引き」を公表しました。

これらにより、南海トラフ地震の発生形態は多様であり、南海トラフ地震の発生前に必ずしも異常現象が観測されることは限らないため、従来通りの突発地震に備えた防災対応が基本であるとしつつ、大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、これに備えた防災対応を行うことは非常に有意義であるとの考え方方が示されました。

この考え方を踏まえ、国から発表される「南海トラフ地震臨時情報」を最大限活用し、本市における南海トラフ地震の被害量を少しでも軽減することを目的として、「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を策定しました。

今後は、本指針に則った具体的な防災対応が平常時から検討され、訓練や防災対応の見直しが積極的に実施されることにより、実際に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、本市が一丸となって本指針に記載した防災対応を迅速かつ確実に実施することにより、南海トラフ地震による被害が少しでも軽減されることを期待します。

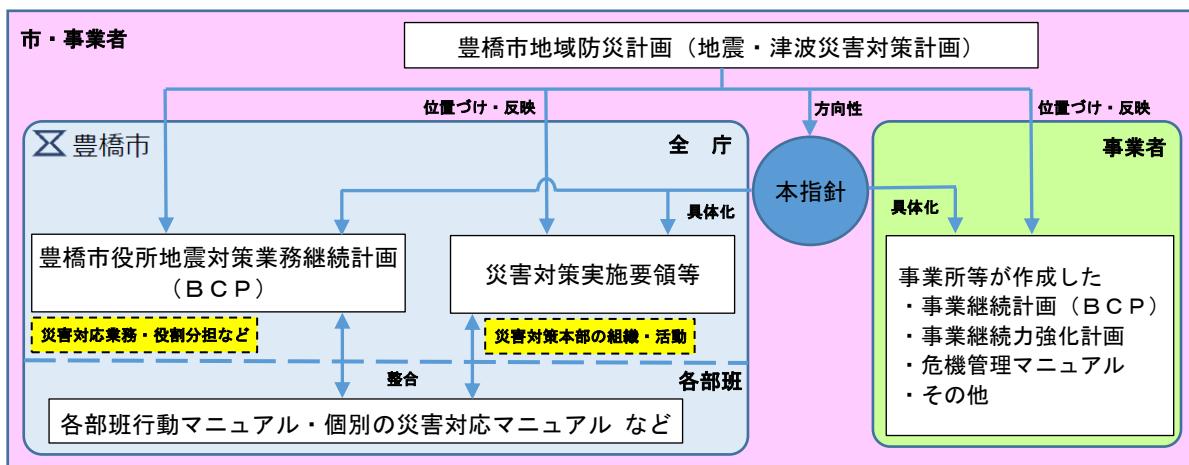
202年　月

豊橋市防災危機管理課

1. 本指針の位置づけ

- この指針は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の防災対応について、主に市、市民、関係機関及び事業者がとるべき防災対応の方向性を記載したものである。
- 具体的な防災対応の詳細については、本指針に基づき、市、市民、関係機関、事業者が迅速かつ確実な防災対応が実施できるよう、具体的な方策を平常時に検討し、「南海トラフ地震臨時情報」発表時には適切に対応する。

- この指針は、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した際に、市、市民、関係機関及び事業者がとるべき具体的な防災対応を検討するための概要を記載したものであり、豊橋市地域防災計画及び南海トラフ地震防災対策推進計画の下位計画に位置づけられる。
- この指針は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（令和元年5月（一部改訂）内閣府。以下、「ガイドライン」と記載）」、「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き（2020年3月 愛知県防災安全局。以下「手引き」と記載）」、「愛知県市町村津波避難計画策定指針（令和2年3月改正 愛知県）」及び「豊橋市津波避難行動指針（平成28年10月 豊橋市）」を踏まえて作成している。
- 市は、内容に応じて「豊橋市役所地震対策業務継続計画（B C P）」、「各部班行動マニュアル」及び「危機管理マニュアル」等に、「南海トラフ地震臨時情報」発表後に必要な人員、災害対応業務及び優先度の高い通常業務などをあらかじめ記載する。
- 事業者は、本指針に則り、個別具体的な対応を検討し、事業所等が策定する事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画等に記載したうえで、迅速かつ確実な防災対応に努める。なお、B C P未記載の事業者は、速やかにこれを策定するなど、平常時より防災対応力を強化することが望ましい。

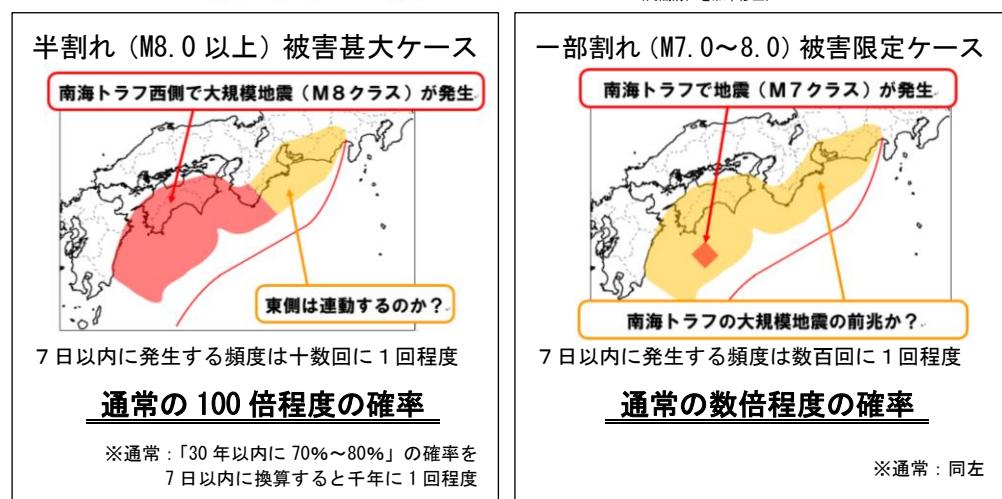
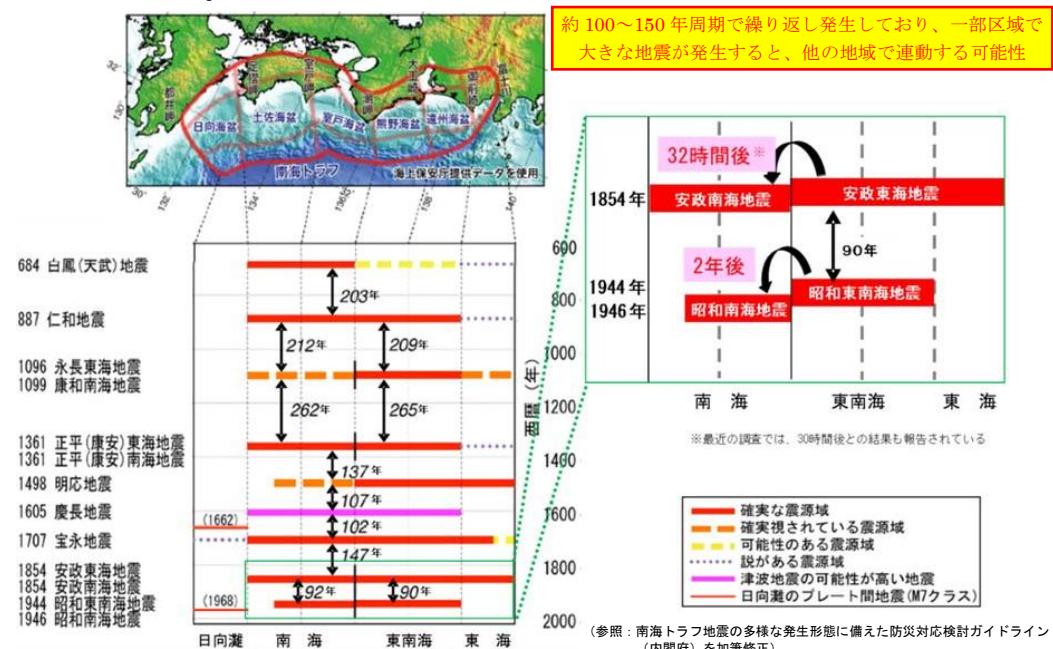


2. 南海トラフ地震に関する情報とは

(1) 南海トラフ地震の特徴

- 南海トラフ沿いの一部の領域で大きな地震が発生した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。

- 南海トラフとは、駿河湾から日向灘沖に伸びる海溝の溝状の地形を形成する区域である。この南海トラフ沿いの地域を震源としてマグニチュード8クラスの大きな地震が100年～150年間隔で繰り返し発生している。
- また、複数の領域でほぼ同時又は2年程度の頻度で発生するなど、周期性・連続性があることが知られており、一部の領域で地震が発生した場合や通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、連動して巨大地震が発生するおそれがある。



(2) 南海トラフ地震に関する情報の種類

- 「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に巨大地震の発生可能性の高まりについて、気象庁より発表される情報である。
- 「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて高まつたと評価された場合に気象庁から発表される情報で、情報発表後の防災対応を行いややすくするため、例えば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」のようにキーワードを付して発表される。

- 南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された異常現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none">・観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合・南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合 |

- 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

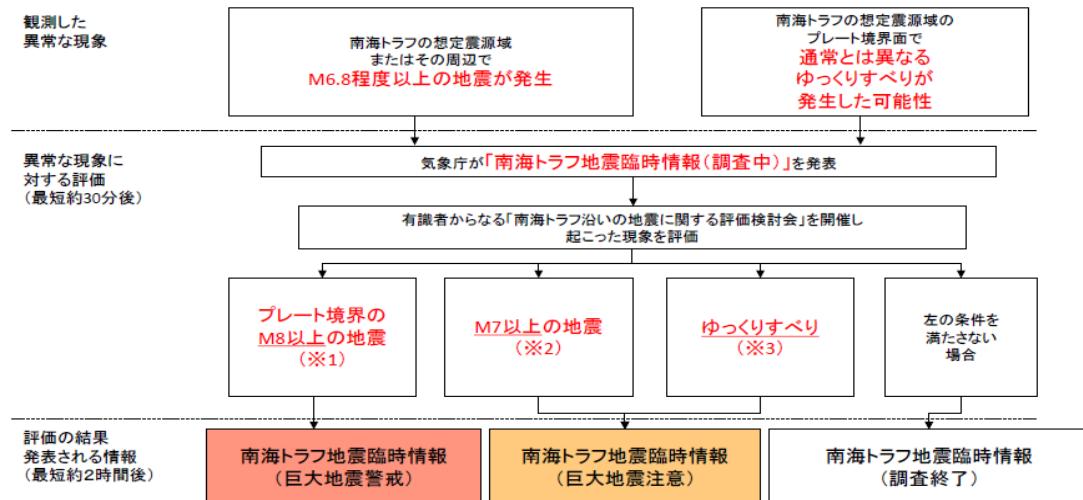
| キーワード | 発表条件 |
|-------------------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) | 観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 「半割れケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM8.0 以上の地震が発生) |
| 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象と評価した場合 (南海トラフ沿いでM7.0 以上 8.0 未満の地震が発生) |
| 南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) | 「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合 |

○ 南海トラフ沿いで観測される異常な現象（3ケース）

| | |
|----------------------|--|
| | <p>南海トラフの想定震源域内の領域で、マグニチュード8.0以上の大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対し て大津波警報・津波警報が発表される。</p> <p>※気象庁では、大規模地震の発生直後に地震の規模を精度良く把握 できない場合、その海域における最大級の津波を想定して大津波 警報・津波警報を発表することとしており、半割れケースの場合はそ の可能性が高い。</p> <p>「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況</p> |
| 一部割れケース (被害限定ケース) | <p>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい地震（マグニチュード7.0以上）の地震が発生し、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> <p>○半割れケースと比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。</p> <p>○津波警報等発表後、数時間～半日程度で解除。</p> <p>※地震の規模や震源の位置により、津波警報や津波注意報が発表されない場合も想定される。</p> <p>※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。</p> <p>「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等</p> |
| ゆっくりすべり (被害なしケース) | <p>南海トラフのプレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測され、大規模地震の地震発生の可能性が高まったと評価された場合</p> |

（参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正）

(3) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらるる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）を加筆修正）

<参考> 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応（ガイドライン、手引きの概要）

- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の対応
 - ・発表後1週間までは、事前避難対象地域の市民は事前避難。それ以外の市民は、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
 - ・発表後2週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の対応
 - ・発表後1週間までは、自主避難・日ごろからの地震の備えの再確認等を実施。

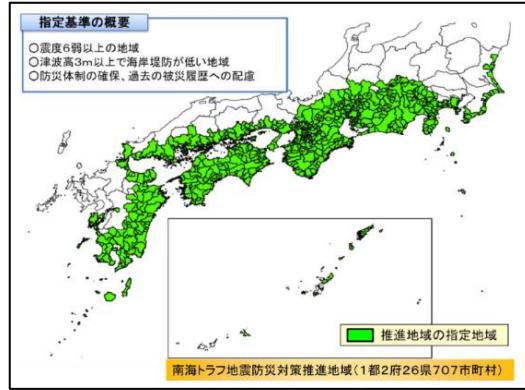
| | プレート境界のM8以上の地震 | M7以上の地震 | ゆっくりすべり |
|--|--|--|-------------------------------------|
| 発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認められた場合 | ●個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始 | ●今後の状況に注意 | |
| (最短) 2時間程度 | 巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 | 巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) | 巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 |
| 1週間 | | ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | |
| 2週間 | 巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施) | | |
| すべりが収まったと評価されるまで | ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | | |
| 大規模地震発生まで | | ●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | |

(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）)

(4) 検討を行う理由

- 本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を検討する。

○ 南海トラフ地震に係る地震対策の推進に係る特別措置法に基づき指定された南海トラフ地震防災対策推進地域内の市町村は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴い、同法第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画（豊橋市地域防災計画）に、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応を盛り込む必要が生じた。



(参照：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）

- ガイドラインでは、防災対応を検討する地域として「南海トラフ地震防災対策推進地域」を基本とすることとされている。

(5) 想定する後発地震の規模

- 南海トラフ地震臨時情報発表後に想定する地震（後発地震）の規模について
は、豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（平成26年8月。以下「本市被害
予測調査」という。）で示された規模を想定する。

3. 「南海トラフ地震」に対する防災対応の基本原則

- 「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に巨大地震が発生することも十分に考慮し、市、市民、事業者及び関係者は、従前からの南海トラフ地震への防災・減災対策を強力に推進する。
- 一方で、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」も最大限活用し、市民及び事業者が「より安全な防災行動」をとることにより、被害軽減に繋げる。
- 市は、市民生活や社会生活への混乱を防ぐため、市民及び事業者へ正しい情報の周知に努める。

4. 事前避難対象地域の設定

- 市は、市民の生命の安全等を最大限図ることを目的として、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、後発地震に備えて対象地域の住民に対して事前避難を促す「事前避難対象地域」を設定する。
- 「事前避難対象地域」とは、後発地震が発生した後の避難では間に合わないおそれのある地域のこととし、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際に、M8.0以上の地震が発生した直後に発表された大津波警報又は津波警報が津波注意報に切り替わった後も、事前避難対象地域の市民は避難を継続する。
- 本市における「事前避難対象地域」は、ガイドライン及び手引きを踏まえ、津波又は地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本として検討し、安全を見て町字の境界を考慮した上で、次に示す12の小学校区を設定する。ただし、現時点で津波浸水想定区域（本市被害予測調査のうち理論上最大モデルで示す想定区域）に居住実態のない本市太平洋沿岸地域は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を事前避難対象地域とする。

【事前避難対象地域（町字ごとの地域）を含む小学校区】

前芝小学校区、津田小学校区、吉田方小学校区、牟呂小学校区、磯辺小学校区、
汐田小学校区、大崎小学校区、杉山小学校区、豊南小学校区、高根小学校区、
小沢小学校区、細谷小学校区

<参考（手引きP5の該当部を抜粋）>

避難対象検討地域

<津波による浸水想定区域>

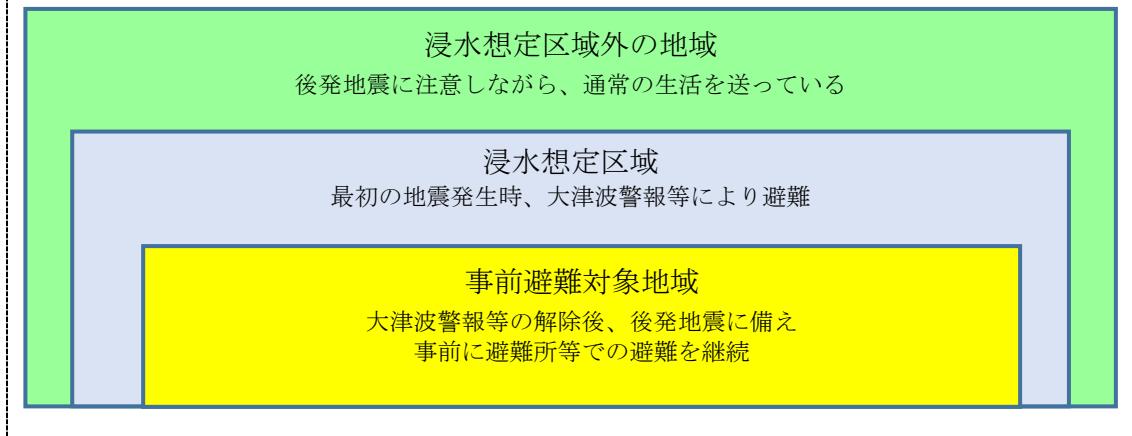
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域において、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域（沿岸津波の到達時間が30分以内の地域）

<堤防沈下等による即時浸水想定区域>

- 津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域

- ガイドライン及び手引きでは「住民事前避難対象地域」及び「高齢者等事前避難対象地域」を設定することとされているが、本市は対象となる市民を対象に避難を促す「事前避難対象地域」のみを設定する。この理由は、これらの地域について、町字の境界を考慮し具体的に検討したところ、両地域が同一地域になったことや、市民の生命・財産を可能な限り保護し、より安全側を考慮したためである。

<参考図> 地理的条件による住民の行動の違い



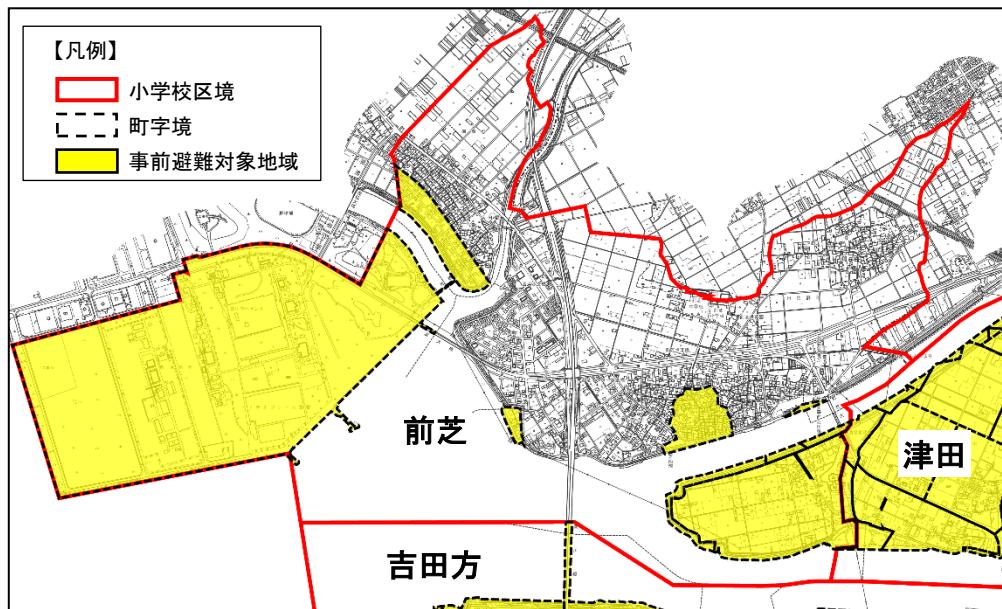
① 本市全体の事前避難対象地域の設定状況（住民居住がある校区に限る）

（世帯数・人口は令和2年6月1日現在）

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 校区 | 世帯数 | 人口 |
|-----|-------|-------|----|-------|-------|
| 前芝 | 269 | 658 | 汐田 | 41 | 117 |
| 津田 | 640 | 1,586 | 大崎 | 3 | 3 |
| 吉田方 | 362 | 989 | 杉山 | 16 | 35 |
| 牟呂 | 1,636 | 3,072 | 小沢 | 58 | 58 |
| 磯辺 | 78 | 217 | 合計 | 3,103 | 6,735 |

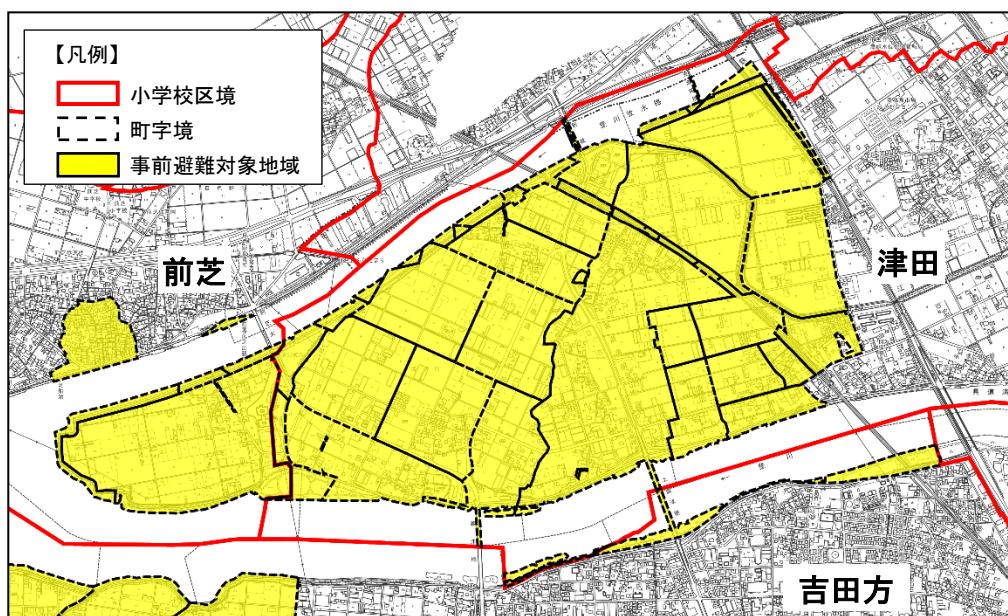
② 前芝小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|-----|-----------------------|
| 前芝 校区 | 81 | 218 | 梅ヶ西町 |
| | 188 | 440 | 前芝町字加藤、字外浜、字西 |
| 合計 | 269 | 658 | |



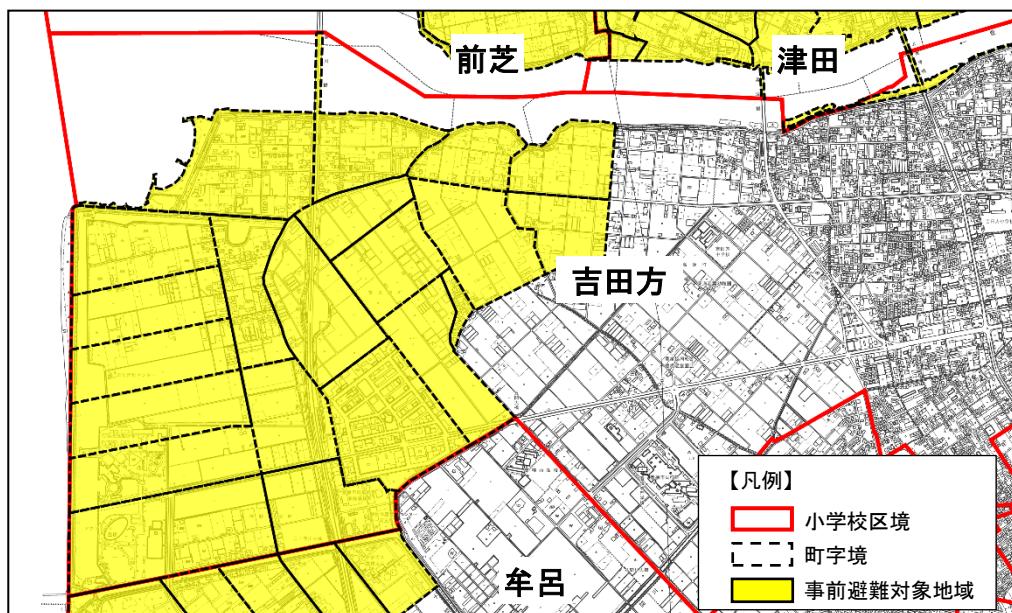
③ 津田小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|-------|--|
| 津田 校区 | 228 | 602 | 清須町字宇治橋、字高見、字地形、字天神、字堂西、 字兵庫、字万高地、字宮西 |
| | 184 | 453 | 川崎町 |
| | 129 | 325 | 横須賀町土場、浜井場、稗田、宮西、宮元、元屋敷 |
| | 99 | 206 | 下五井町天王 |
| 合計 | 640 | 1,586 | |



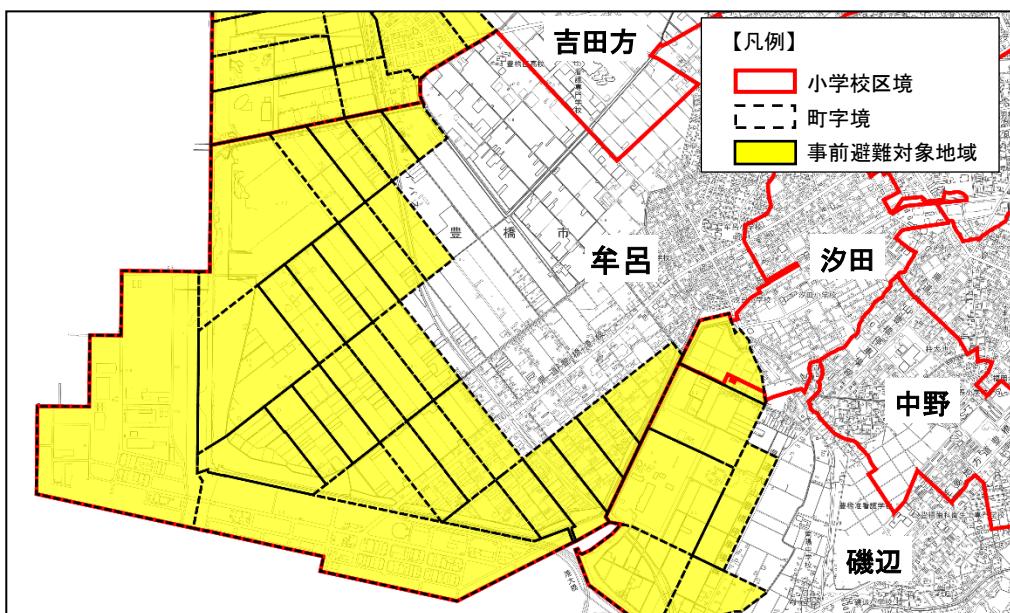
④ 吉田方小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|-----------|-----|-----|--|
| 吉田方 校区 | 163 | 417 | 吉前町字西吉前新田、東吉前新田 |
| | 20 | 39 | 高洲町字大江、字小水尾 |
| | 79 | 226 | 富久縞町字梅村、字茅野、字北ノ坪、字中ノ坪、 字西ノ坪、字富久縞 |
| | 97 | 303 | 神野新田町字モノ割、字ヒノ割、字エノ割、字シノ割、 字ミノ割、字メノ割、字セノ割、字京ノ割 |
| | 3 | 4 | 問屋町 |
| 合計 | 362 | 989 | |



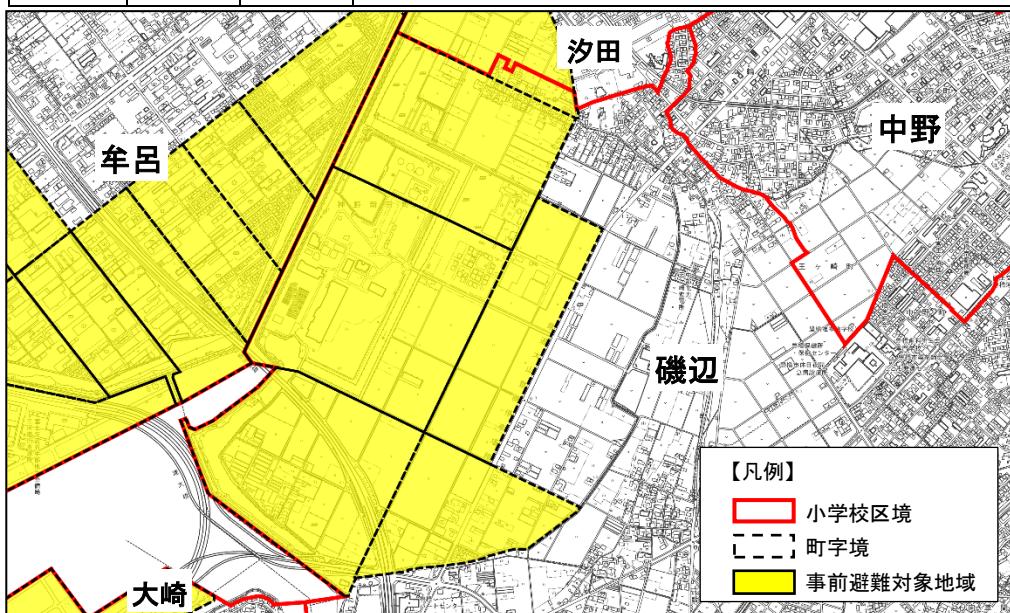
⑤ 牟呂小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-------|-------|--|
| 牟呂 校区 | 1,636 | 3,072 | 神野新田町字ハノ割、字ニノ割、字ヘノ割、字ホノ割、 字トノ割、字チノ割、字ウノ割、字ヰノ割、字ノノ割、 字オノ割、字クノ割、字ヤノ割、字アノ割、字サノ割、 キノ割、ヲノ割、ルノ割、ムノ割、ヌノ割、ナノ割 |



⑥ 磯辺小学校区における事前避難対象地域

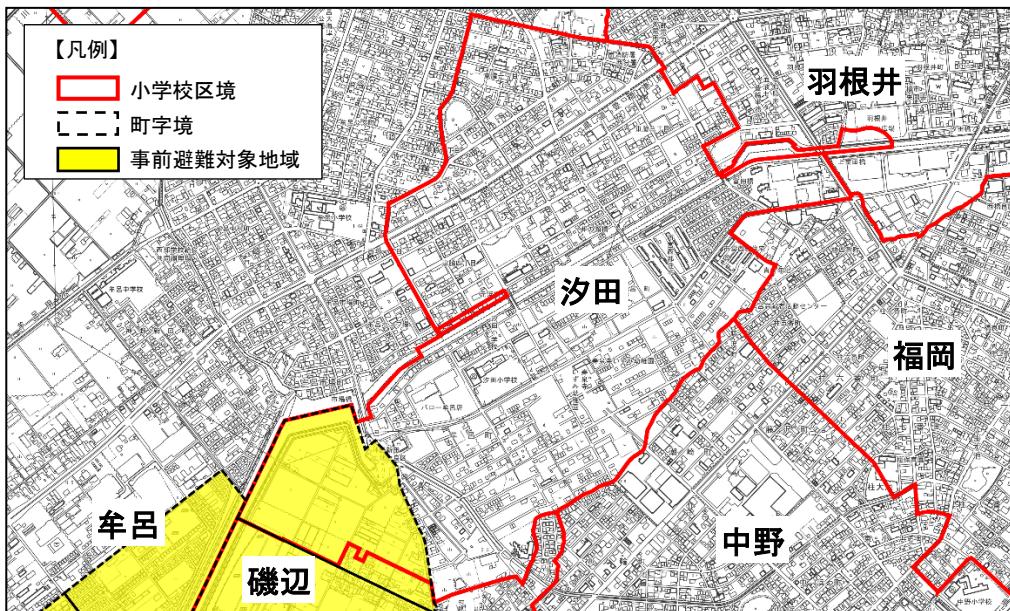
| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|-----|------------------------|
| 磯辺 校区 | 78 | 217 | 神野新田町字沖ノ島、字水神下、字中洲、字中島 |



⑦ 汐田小学校区における事前避難対象地域

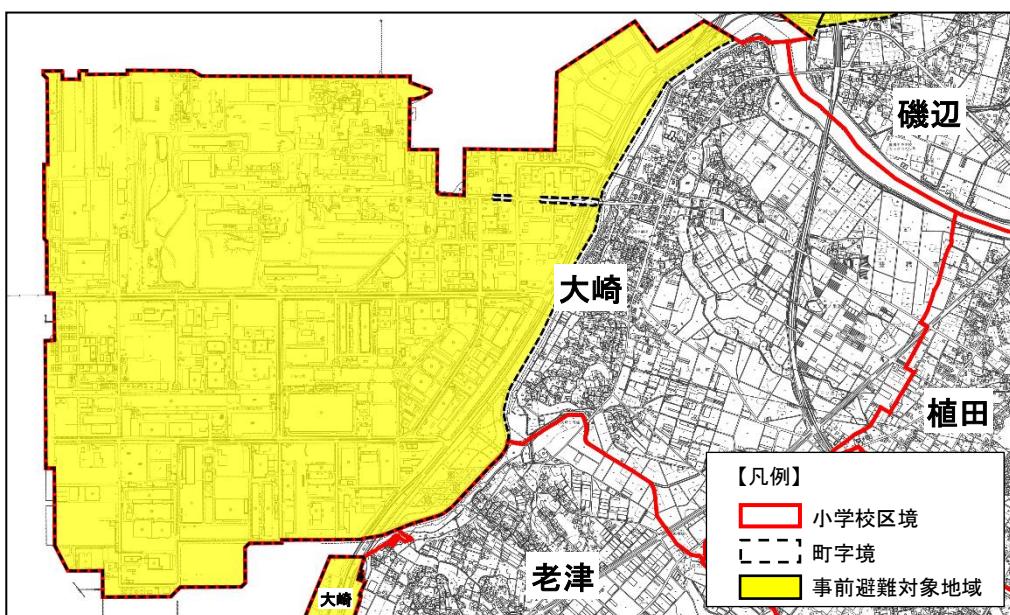
| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|-----------|-----|-----|-----------------------|
| 汐田 校区※ | 41 | 117 | 神野新田町字会所前 |

※ 対象地区の一部に磯辺校区を含む。



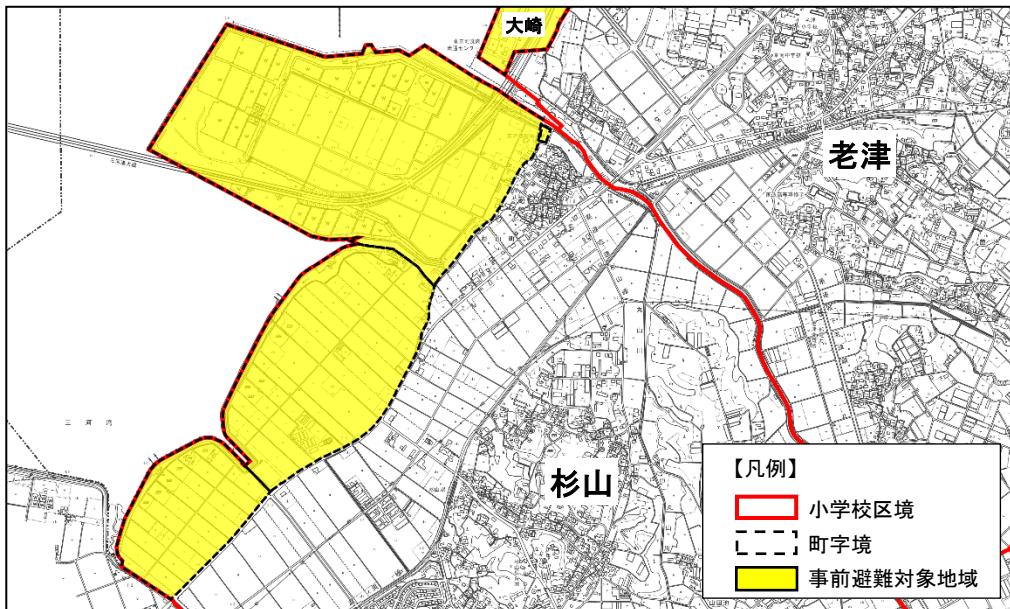
⑧ 大崎小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|----|-----------------------|
| 大崎 校区 | 3 | 3 | 明海町 |



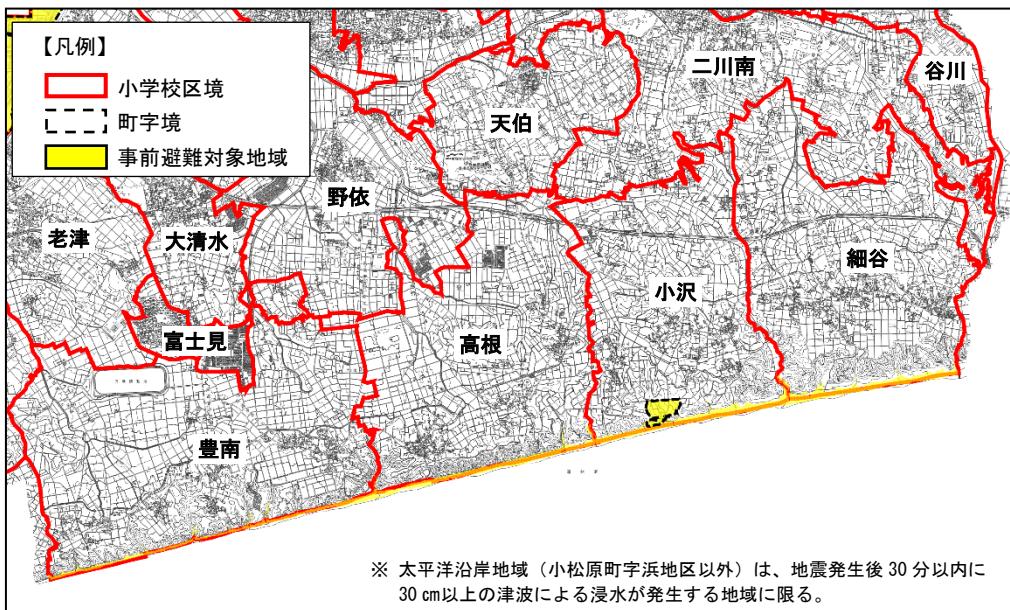
⑨ 杉山小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|----|-----------------------|
| 杉山 校区 | 16 | 35 | 杉山町字新々田、字中藻 |



⑩ 豊南小学校区、高根小学校区、小沢小学校区、細谷小学校区における事前避難対象地域

| 校区 | 世帯数 | 人口 | 事前避難対象地域のうち、住民居住がある地域 |
|----------|-----|----|-----------------------|
| 小沢 校区 | 58 | 58 | 小松原町字浜 |



5. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際の対応

- 市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合には、情報収集、市民及び事業者等への周知を実施する。

- 市は、関係職員の緊急参集を行い、愛知県（愛知県警察を含む）及び関係機関（豊橋市地域防災計画に記載する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体及び重要な施設の管理者など）から情報収集を行う。
- 市は、市民及び事業者等に対して、多重の通信手段により周知を図る。

| 周知媒体 | 具体的な内容 |
|---------------|--------------------------------|
| ほっとメール | ○ 日ごろからの地震の備えを再確認するなど、後発地震に備える |
| 防災ラジオ | |
| ホームページ | ○ 今後発表される情報に留意 |
| ケーブルテレビ | |
| 同報系防災行政無線 | |
| ツイッター・フェイスブック | |
| Yahoo! 防災速報 | |

★広報文例

こちらは、豊橋市です。○時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。飲料水・食料の備蓄、家具の固定など、地震への備えを再度確認するとともに、今後の情報に十分注意してください。

- 市民及び事業者は、今後発表される情報に留意しつつ、後発地震に備えた防災対応を実施する。

<後発地震に備えた防災対応の例>

| | |
|-----|--|
| 市民 | 避難場所・経路の再確認、家族との安否確認手段の再確認、非常持出品（避難所での感染症対策（マスク、アルコール消毒液などを含む）の準備、懐中電灯（電池を含む）などを含む）の再確認、家具等の転倒防止、飲料水・食料の備蓄、携帯電話・モバイルバッテリーの充電 |
| 事業者 | 避難場所・経路の再確認、重要設備の点検、資機材等の転倒防止、重要情報のバックアップ、防災設備等の点検、輸送代替ルートの検討、電源の確保、備蓄品の再確認、その他の後発地震に備える体制の検討・準備 |

6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、災害対策基本法及び豊橋市災害対策本部条例その他の関係規則に基づく災害対策本部を直ちに設置する。大津波警報の発表等により、既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 市は、関係機関等との連絡調整及び市民及び事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 災害対策本部は、「② 避難勧告等の発令」に従い、速やかに事前避難対象地域の市民に対して避難指示（緊急）を発令し、また自主避難が必要な市民に対して自主避難を呼びかけるとともに、後発地震に備えるよう全ての市民に周知を徹底する。
- 後発地震が発生しないまま 1 週間が経過した場合は、避難情報を解除するとともに、全ての市民に対して、日ごろからの地震への備えの再確認などを呼びかけ、更に 1 週間は後発地震に備える。
- 後発地震が発生しないまま 2 週間が経過した場合は、市は災害対策本部を廃止する。市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るように促す。

- 市は、次に示す関係機関との連絡調整を開始する。また、次に示す機関は、災害対策本部へ必要な情報を報告する。
 - ・ 関係機関（警察、消防（消防団）、自衛隊、愛知県等）
 - ・ 市の出先機関
 - ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）
 - ・ 交通機関（鉄道・バス）
 - ・ 各協定締結業者及び関係団体
 - ・ 各小中学校等、幼稚園・認定こども園・保育園及び市所管公共施設
 - ・ その他、関係者
- 市は、全ての市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の再確認、避難場所や避難経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するよう呼びかけるとともに、事前避難対象地域の市民は直ちに避難を開始するよう、あらゆる手段・媒体を用いて、多重の通信手段により周知を徹底する。

| 周知媒体 | 具体的な内容 |
|----------------|---|
| ほっとメール | ○ 事前避難対象地域の市民は、直ちに避難を開始 |
| 防災ラジオ | ○ 事前避難対象地域以外の市民で、耐震性が低い住宅や土砂災害警戒区域の斜面際などに住んでいる市民は、自主避難を開始 |
| ホームページ | ○ これ以外の市民は、日頃からの地震の備えを再確認するなど、今後 2 週間は後発地震に備える |
| ケーブルテレビ・FM ラジオ | ○ 事業者は、従業員や来客者等の安全確保を最優先し、最大限の注意を払いつつ、必要な事業を継続 |
| 同報系防災行政無線 | ○ 火気の使用を控えるなど、後発地震による火災の発生に備える |
| 緊急速報メール | |
| デジタルサイネージ | |
| Yahoo! 防災速報 | |
| ツイッター・フェイスブック | |
| 広報車による周知 など | |

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した際に、災害対策本部体制の各部班で実施すべき主な業務については、次のとおりとする。詳細については、「豊橋市役所地震対策業務継続計画（B C P）」に記載する。

(ア) 統括調整部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|---------------|---|
| 災害対策本部 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・各部・班との連絡調整、被害状況のとりまとめ及び報告 ・災害対策本部の設置・運営・廃止 ・職員の動員・配備 ・関係機関との連携・情報交換 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の実施 ・市民対応窓口の設置・運営に係る手順確認・準備 ・国・県との連携 |
| 消防救助班 | <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震に備えた拠点機能確保に係る手順確認・準備 ・消防職員・消防団の動員・配備 ・避難情報の伝達、緊急広報及び避難誘導 |
| 庁舎班 | <ul style="list-style-type: none"> ・来館者等への情報伝達、庁舎内の後発地震対策の実施 ・後発地震発生後における庁舎及び車両並びに情報資産の管理に係る手順確認・準備 |
| 議会班 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会への情報伝達 ・災害対策本部と市議会との連絡調整 |

(イ) 保健医療対策部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|---------|--|
| 保健医療衛生班 | <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の医療救護に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の保健指導・防疫衛生対策に係る手順確認・準備 ・後発地震に備えた食品衛生、生活衛生、動物管理に係る手順確認・準備 |
| 市民病院班 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院患者及び外来患者等への情報伝達、市民病院内の後発地震対策の実施 ・後発地震に備えた市民病院の医療救護活動に係る手順確認・準備 ・保健医療衛生班との連携準備 |

(ウ) 被災者救援部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|--------|---|
| 福祉支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所（福祉避難所を含む）の設置・運営（開設する避難所に限る） ・要配慮者の支援（福祉関係団体等との連携など） ・避難所外避難者の対応及び支援 ・後発地震発生後における帰宅困難者対策に係る手順確認・準備 |
| 被災者対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後における行方不明者の調査、遺体の埋火葬に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後におけるボランティア及び通訳等の受入準備・手順確認 |
| 教育対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者への情報伝達、後発地震対策の実施 ・児童生徒の避難誘導及び通学路の安全確保 |
| こども支援班 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育園及び児童施設等への情報伝達、後発地震対策の実施 ・園児及び放課後児童クラブに通う児童の避難誘導 ・こどもに関する福祉関係団体等との連携 |

(エ) 物資企業部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|-------|--|
| 企業対策班 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係者への避難情報の伝達、後発地震対策の実施啓発 ・商業及び工業、港湾関係機関との連携 |
| 物資食料班 | <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後における物資搬送及び食料調達に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における農地及び農業施設復旧に係る手順確認・準備 |

(オ) 生活基盤対策部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|---------|---|
| 土木班 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路及び河川の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の道路啓開の早期実施手段の検討、道路機能確保に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の河川機能確保に係る手順確認・準備 |
| 廃棄物班 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設及び車両等の巡視、後発地震対策の実施 ・災害廃棄物処理に係る手順確認・準備 ・仮設トイレの確保に係る手順確認・準備 |
| ライフライン班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者等との連携、情報共有 ・公園の巡視、後発地震対策の実施 ・事前避難対象地域の公園等の閉鎖措置 |
| 動植物公園班 | <ul style="list-style-type: none"> ・来園者への情報伝達、避難誘導 ・動植物園内の後発地震対策の実施 |
| 上下水道班 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設及び下水道施設の巡視、後発地震対策の実施 ・後発地震発生後の水道施設及び下水道施設の早期復旧に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後における応急給水に係る手順確認 |

(カ) 生活再建支援部

| 部班名 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の防災対応 |
|---------|---|
| 証明・義援金班 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の緊急調査体制の編成及び準備 ・後発地震発生後の罹災調査及び罹災証明発行業務に係る手順確認・準備 ・後発地震発生後の見舞金、義援金等業務に係る手順確認・準備 |
| 建築物班 | <ul style="list-style-type: none"> ・後発地震発生後の公共建築物の応急危険度調査に係る手順確認・準備 ・建築物及び宅地の応急危険度判定に係る体制整備・手順確認 |

- 上述する市の対応以外の対応については、「豊橋市役所地震対策業務継続計画（B C P）」、「豊橋市災害対策実施要領」及び「各部班行動マニュアル」の例により行う。
- 市、市民、事業者、関係機関は、状況によっては「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が複数回発表される可能性があることに留意する。

② 避難勧告等の発令

- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際に、市は、事前避難対象地域の市民に対して、避難指示（緊急）を発令し、後発地震に対する警戒措置を1週間継続する。大津波警報等により既に避難指示（緊急）を発令している場合は、これを継続する。また、地震に伴う土砂災害等のおそれがある市民に自主避難を呼びかける。
 - 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、市は避難指示（緊急）を解除し、さらに1週間は後発地震に備えるよう呼びかける。
 - 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、市は市民に対して、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常の生活に戻るように促す。
-
- 市は、耐震性が不足する住宅、土砂災害警戒区域やその近くに住んでいる市民に対して、自主避難を呼びかける。
 - 市は、全ての市民に対して、後発地震に対する注意喚起を行う。

★広報文例（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表直後）

こちらは、豊橋市です。〇時〇〇分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。これに伴い、豊橋市は【非常配備体制】を設置し、【事前避難対象地域】に「警戒レベル4、避難指示（緊急）」を発令しました。安全な場所へ直ちに避難を開始してください。今後、大きな地震が発生する可能性があります。崖の近くにお住まいの方などは、自主的に避難を開始してください。それ以外の方は、水・食料の備蓄、家具の固定などを徹底するとともに、避難先や家族との安否確認手段や感震ブレーカーの設置状況を再確認する、火気の使用を控える、【事前避難対象地域】内の公園などの利用を控えるなど、少なくとも今後1週間は巨大地震への警戒してください。

★広報文例（後発地震が発生しないまま1週間が経過）

こちらは、豊橋市です。気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されてから1週間が経過しましたので、豊橋市は【事前避難対象地域】に発令していた「避難指示（緊急）」を解除しました。大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありませんので、水・食料の備蓄、家具の固定を再確認するなど、引き続き、今後1週間は後発地震に注意してください。

③ 開設する避難所及びその運営

- 事前避難対象地域の市民は、津波浸水想定区域外の知人宅・親戚宅等への避難を基本とするが、それが難しい市民は、市が開設する避難所へ避難する。
- 市が開設する避難所は、津波浸水想定区域（本市被害予測調査のうち理論上最大モデルで示す想定区域）外で、かつ土砂災害警戒区域外に所在する第2指定避難所、必要な場合は福祉避難所とする。
- 開設する期間は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間とする。
- 避難所の運営は避難者が自ら実施することを基本とし、避難所を運営する際の体制や役割を検討するとともに、避難生活に必要な食料や日用品等は避難者が用意することを基本とする。

- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されており、大津波警報・津波警報が津波注意報に切り替わった後に、後発地震に備えて事前避難のために開設する避難所は、次のとおりとする。

| 避難所名 | 所在地 | 避難所対象面積 (m ²) | 長期収容人数* (人) | 津波浸水 | 土砂災害警戒区域 | 駐車スペース |
|--------------|--------------|---------------------------|-------------|------|----------|--------|
| 北部中学校 | 下地町字長池 1 | 2,308 | 769 | なし | なし | あり |
| 豊城中学校 | 今橋町 2-1 | 2,528 | 842 | なし | なし | あり |
| 豊橋市公会堂 | 八町通二丁目 22 | 978 | 326 | なし | なし | なし |
| 中部中学校 | 舟原町 154 | 3,039 | 1,012 | なし | なし | あり |
| 前田南地区体育館 | 前田南町二丁目 19-8 | 1,020 | 340 | なし | なし | あり |
| 羽田中学校 | 西羽田町 43-1 | 3,665 | 1,221 | なし | なし | あり |
| 汐田小学校 | 牟呂町字北汐田 50-1 | 3,139 | 1,046 | なし | なし | あり |
| 青少年センター（中央棟） | 牟呂町字東里 26 | 1,062 | 354 | なし | なし | あり |
| アイプラザ豊橋 | 草間町字東山 143-6 | 1,806 | 592 | なし | なし | あり |
| 磯辺小学校 | 駒形町字丸山 61 | 2,426 | 808 | なし | なし | あり |
| 大崎小学校 | 大崎町字西里中 20-1 | 1,669 | 556 | なし | なし | あり |
| 杉山小学校 | 杉山町字御園 9-4 | 1,812 | 604 | なし | なし | あり |
| 小沢小学校 | 小島町字荒巻 81-1 | 948 | 316 | なし | なし | あり |

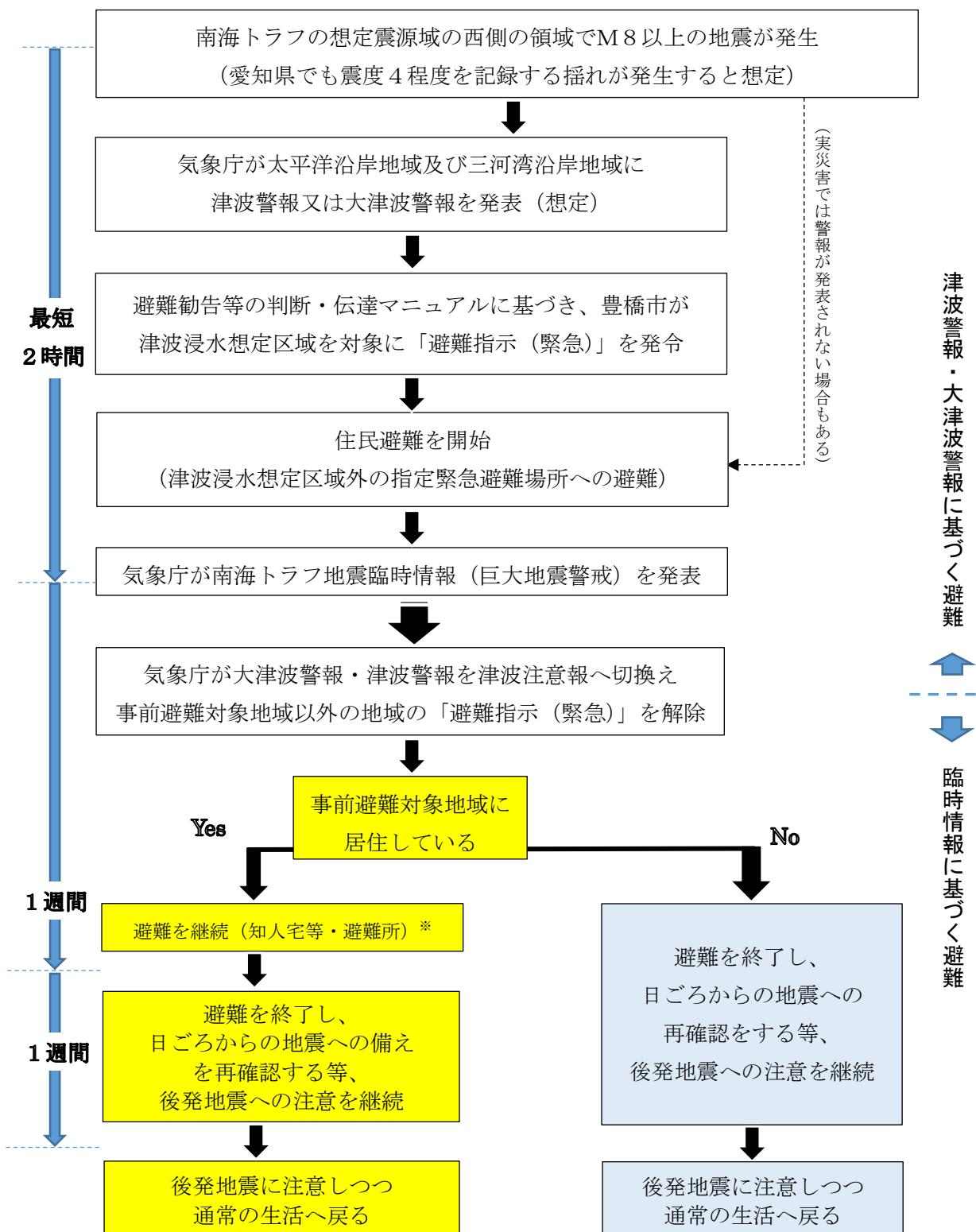
※ 実際の避難所運営にあたっては、感染症対策に必要なソーシャルディスタンスを確保しつつ、避難所の状況に応じた適切な収容人数を設定するものとする。

- 市は、原則として知人宅などへの避難を促しつつ、事前避難対象地域に居住する避難者の避難所利用を優先するが、自主避難者が多いなど、既に開設した避難所が不足すると判断した場合は、状況に応じて次の避難所を開設するものとする。さらに避難所が不足する場合は、更なる避難所の開設、グラウンドや駐車場での車中泊、テント泊などを検討する。その際、熱中症やエコノミークラス症候群など、避難者の健康管理に留意する。

| 避難所名 | 所在地 | 避難所対象面積 (m ²) | 長期収容人数 (人) | 津波浸水 | 土砂災害警戒区域 | 駐車スペース |
|----------|----------------|---------------------------|------------|------|----------|--------|
| 石巻中学校 | 石巻本町字出口 1 | 3,372 | 1,123 | なし | なし | あり |
| 青陵中学校 | 牛川町字洗島 108-1 | 3,665 | 1,221 | なし | なし | あり |
| 市立豊橋高等学校 | 東郷町 43-1 | 2,486 | 820 | なし | なし | あり |
| 豊岡中学校 | 中岩田一丁目 5-2 | 3,113 | 1,036 | なし | なし | あり |
| 東部中学校 | 飯村北四丁目 1-2 | 4,210 | 1,403 | なし | なし | あり |
| 南陽中学校 | 駒形町字南欠下 1-1 | 3,692 | 1,229 | なし | なし | あり |
| 本郷中学校 | 高師本郷町字竹の内 90-1 | 3,555 | 1,184 | なし | なし | あり |

- 避難所及び福祉避難所の開設及び運営の方法については、「豊橋市避難所運営マニュアル」の例により実施するが、避難生活に必要な食料、日用品、マスクや体温計等の感染症対策用品は避難者が用意することを基本とする。また、愛知県が作成した「避難所における感染拡大予防ガイドライン」及び本市が作成した「感染症を考慮した避難所開設ガイドライン」等を参考に、感染症に対し万全の対策をとったうえで実施する。
- 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表に伴い開設する避難所の使用場所については、学校の早期再開等を考慮しつつ、各学校で作成した「学校施設の利用計画」に示された場所を基本とする。
- 市は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う避難所の開設期間は1週間であることを、避難所開設当初から様々な機会を捉えて避難者に伝え、避難所の閉鎖が円滑に進むよう努めるものとする。
- 避難所への移動は、徒歩による移動を基本とするが、徒歩による移動が困難な地域に居住する市民や要配慮者、避難所から通勤・通院をするなど、やむを得ない理由を有する者は、車両等による避難を行うものとする。この場合において、避難者の駐車場等は既存の来客者用駐車場を活用するものとするが、不足するときは校庭などのオープンスペース等に駐車場等を確保する。
- 事前避難対象地域など、多くの市民が避難している地域の防犯・防火対策については、警察及び消防が連携して実施することとする。一方で、市民自らの見回りが可能な地域にあっては、避難する市民が警察及び消防の活動を補助することとする。

**気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合における
住民避難行動の主な流れ**



※ 「③ 開設する避難所及びその運営」で示した避難所以外は、全て閉鎖する。

④ 市が所管する公共施設等の対応

(ア) 校区内に事前避難対象地域が含まれている小中学校の対応

- 校区内に事前避難対象地域が含まれる小中学校等は、原則として、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休校する。
- この場合において、事前避難対象地域に居住する住民数の規模が小さい場合など、事前避難による影響が極めて軽微である小中学校は、この限りではない。

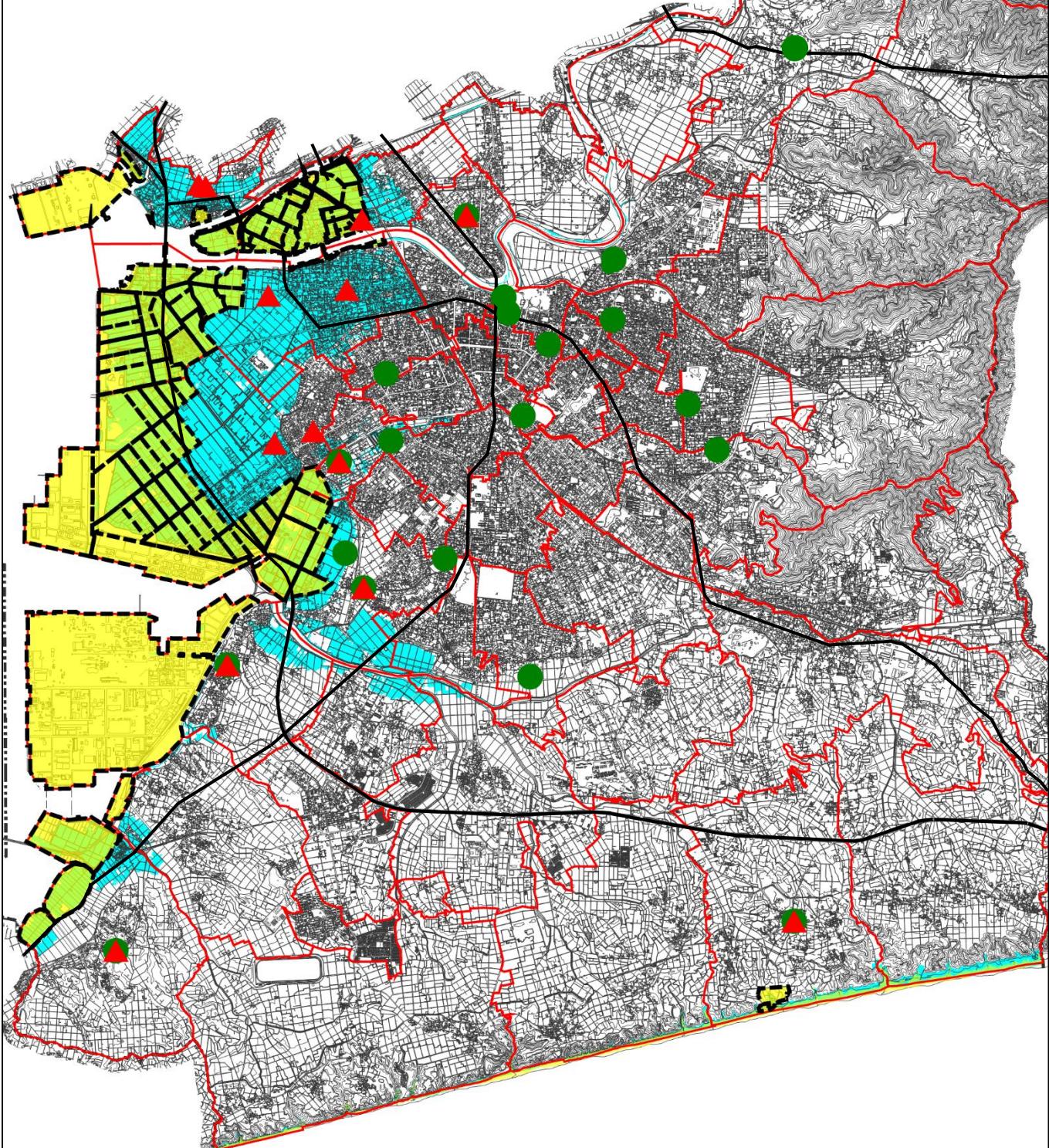
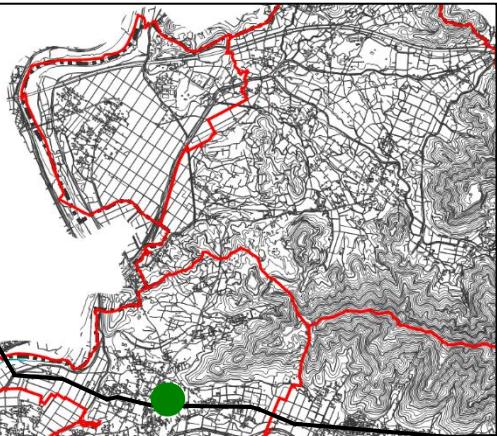
- 休校措置を行う小中学校は、次のとおりとする。

| 学校名 | 住所 | 備考 |
|--------|---------------|---------|
| 前芝小学校 | 前芝町字西堤 30 | 第2指定避難所 |
| 津田小学校 | 横須賀町宮元 3-1 | 第2指定避難所 |
| 吉田方小学校 | 吉川町 118 | 第2指定避難所 |
| 牟呂小学校 | 牟呂中村町 1-4 | 第2指定避難所 |
| 磯辺小学校 | 駒形町字丸山 61 | 第2指定避難所 |
| 汐田小学校 | 牟呂町字北汐田 50-1 | 第2指定避難所 |
| 大崎小学校 | 大崎町字西里中 20-1 | 第2指定避難所 |
| 杉山小学校 | 杉山町字御園 9-4 | 第2指定避難所 |
| 小沢小学校 | 小島町字荒巻 81-1 | 第2指定避難所 |
| 前芝中学校 | 前芝町字塩見 1 | 第2指定避難所 |
| 北部中学校 | 下地町字長池 1 | 第2指定避難所 |
| 吉田方中学校 | 高洲町字長弦 73-1 | 第2指定避難所 |
| 牟呂中学校 | 神野新田町字イノ割 1-3 | 第2指定避難所 |

- 休校措置を行う小中学校は、児童・生徒の引き渡しの方法を事前に検討しておくとともに、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後は、各学校が作成した避難確保計画などを参考に、速やかに児童・生徒の引き渡しを行う。
- 上述する以外の小中学校で、土砂災害などにより後発地震発生後の避難では安全が担保できないと施設管理者（校長）が判断した場合は、児童・生徒の引き渡しを行うなど、適切な対応を行う。

凡 例

- ▲ 事前避難対象地域を校区に含み休校措置を行う学校
- 臨時情報に基づき開設する避難所
- 小学校区境
- 事前避難対象地域
- 津波浸水想定区域



※ 避難所を開設する小中学校等は、原則休校とする

休校措置を行う小中学校等と「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時に開設する避難所の位置図

(イ) 避難所となる小中学校等の対応

- 避難所となる小中学校等については、原則として避難所が開設されるい
る期間は休校*とする。
- 避難所となる学校の教職員は、避難所の開設に協力する。
- 休校とする場合は、地域や避難所の状況に応じて、休校期間中に家庭で
子どもが孤立しないような対応策を検討し、実施するものとする。

※ 休校とする小中学校等については、25 ページ、26 ページ参照

(ウ) 校区内に事前避難対象地域がなく、休校措置を行わない小中学校等の対応

- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を
通常通り継続する。
- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、後発地震が発生し
た際の児童・生徒の保護の方法等について、各小中学校等が作成した避
難確保計画などを参考に、個々の小中学校等の状況に応じて事前に検討
する。

- 後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
 - ・ 保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
 - ・ 児童・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
 - ・ 施設の点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
 - ・ 出火防止措置及び消防用設備等の点検
 - ・ 飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
 - ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の点検

(エ) 公共の保育園及び認定こども園、児童クラブ、社会福祉施設等の対応

- 事前避難対象地域の児童クラブは、原則として「南海トラフ地震臨時情
報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休園・休業措置を行う。
- 休校措置をとる小学校区の公営児童クラブは、原則として1週間は休業
措置を行う。
- 上述する以外の保育園、認定こども園、児童クラブ、総合老人ホームな
どの社会福祉施設は、後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定など
を勘案し、必要に応じ規模の縮小を行うなど、状況に応じた適切な対応
を行うものとする。また、後発地震が発生した際の児童及び生徒並びに
要配慮者の保護の方法等について、各施設が作成した避難確保計画など
を参考に、個々の施設の状況に応じて事前に検討しておく。

- 後発地震の発生に備え、(1)④(ウ)に記載した措置に準じた対応を行う。

(オ) その他の市所管公共施設の対応

- 事前避難対象地域の市所管公共施設については、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休業とする。
- 避難所となる市所管公共施設については、原則として避難所が開設されている期間は休業とする。
- 事前避難対象地域の市が所管する公園、広場、駐車場等については、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は市民等に利用を控えるように周知を行う。
- 上述する以外の施設は、後発地震の発生に備え、適切な措置を講じつつ、事業を通常どおり継続する。ただし、施設の立地状況等により後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと施設管理者が判断する場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間の休業を検討する。
- 市が実施するイベントであって、事前避難対象地域内で実施する場合は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は中止とする。事前避難対象地域外で実施する場合は、後発地震に最大限注意し、来場者や職員の安全対策を適切に講じたうえで実施する。

- 後発地震の発生に備え、主に次の措置を行う。

＜共通事項＞

- ・ 入館者等への情報伝達
- ・ 入館者等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の確認
- ・ 施設の点検、設備、備品（遊具等を含む）及び展示物等の転倒・落下防止対策
- ・ 出火防止措置及び消防用設備等の点検
- ・ 飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認・不足する場合は速やかに調達
- ・ 非常用電源設備、防災設備、コンピュータ等の通信設備の点検・整備
- ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の点検

＜事前避難対象地域の施設・公園等＞

- ・ 市所管公共施設の閉鎖措置
- ・ 公園等の利用を控える旨の市民への広報
- ・ 後発地震に備えた安全対策の実施

＜個別事項＞

- ・ 道路、橋梁、トンネル及び法面等の安全管理措置
- ・ 河川、水門及び樋門等の閉鎖手順の確認・閉鎖等
- ・ 動物園などの特殊施設にあっては、後発地震発生後の危険防止の観点から必要な措置
- ・ 社会福祉施設にあっては、入居者の保護及び保護者への引継ぎ方法等
- ・ 水道・下水道施設の巡視・点検
- ・ 農地・ため池等の巡視・点検
- ・ その他、後発地震発生に備えた措置

(2) 市民の対応

- 市民は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際は、後発地震が発生する可能性が高まっている異常事態であることを十分に認識し、「自らの生命は自ら守る」ことを最優先に、できる限り安全な行動をとるものとする。
- 気象庁が発表する情報、市が発令する情報を様々な手段を用いて自ら取得するよう心がけるとともに、市や地域の自主防災組織が実施する防災対応に積極的に協力するものとする。
- 事前避難対象地域の市民は、平常時より避難先、避難経路及び緊急避難場所を検討しておくとともに、家族等これらとの情報を共有するものとする。
- 事前避難対象地域の市民は、市が避難情報を発令し次第、速やかに避難を開始するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表から1週間は避難を継続する。
- 耐震性が不足する住宅、土砂災害警戒区域やその近くに住んでいる市民は、市からの情報を取得し次第、自主避難を開始し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表から1週間を目途に避難を継続する。
- やむを得ず、市が開設する避難所に避難する場合は、食料・日用品等は自ら用意するとともに、避難所の運営に積極的に参加するものとする。
- 全ての市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表後2週間は、日常生活を送りつつ、日ごろからの地震への備えの再確認をする、より安全な行動を選択するなど、後発地震による被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 市民は、臨時情報発表後にあわてて飲料水・食料の備蓄、家具の固定をすることがないよう、日ごろから必要な対策を実施するものとする。

- 市民がとるべき行動として主なものを次に掲げる。
 - ・飲料水や食料、生活必需品、非常持ち出し袋の点検・再確認
 - ・家具等の転倒やガラス飛散防止策などの室内対策の再確認・補強
 - ・避難所、避難路、緊急避難場所の再確認
 - ・家族との連絡手段の再確認
 - ・できる限り安全な場所で生活し、極力危険な場所に行かない
 - ・出火や延焼防止対策の再確認
 - ・防災ラジオや携帯電話などの予備バッテリーの準備

(3) 事業者の対応

① 全般的な事項

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の防災対応について、あらかじめ検討し、事業所等ごとに策定する事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画に記載しておく。
- 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した際は、事業者は、後発地震の発生に最大限警戒しつつ、必要な事業を継続する。
- その際の防災対応については、平常時に検討した「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を基本とし、適切な避難行動・業務継続を行う。
- 事業所等が避難行動・業務継続を行う際は、事前避難対象地域及び津波浸水想定区域との位置関係、市が発表する避難情報の状況などを踏まえて対応する。
- 民間の保育園、認定こども園及び幼稚園並びに高齢者福祉施設及び障害者福祉施設などの要配慮者が利用する施設の管理者は、事業者が作成した避難確保計画などを参考に、(1)④(I)に準じた対応を行う。
- 危険物又は有害物質を取り扱う事業者は、管理状況を確認するなど、後発地震によりこれらが漏えい・流出等をしないよう適切な管理を行う。

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際の対応を事前に検討し、事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画に記載する。

＜検討項目の例＞

- 食料、燃料及び資機材などの確保方法
- 非常用発電設備や重要生産設備の点検方法
- 代替の原材料の調達先や運搬ルートの再設定
- 従業員の再配置案
- 非常時優先業務の設定

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表後は、事前に検討した防災対応を基本としつつ、突発地震が発生した際の防災対応等も参考とし、人員の再配置や優先度の高い業務の選択など、事業活動を継続するための措置をとる。
- 事業者は、日ごろからの備えの再確認、施設及び設備の点検、従業員の安全措置、確実な情報伝達の実施など、後発地震に備えた対応を適切に実施する。
- 個別分野における主な防災対応の例は、次のとおりとする。

| 項目 | 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後の防災対応の例 |
|----|---|
| 電気 | <ul style="list-style-type: none">○ 電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、電力施設（発・変電設備及び送・配電設備など）の巡回・点検を重要度に応じて行い、保安の確保を図る。○ 応急復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を再確認する。○ 他電力会社との電力融通の手段について確認する。○ 停電情報の発表など広報手順について再確認する。○ 後発地震が発生した際の応急対策を速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。 |

| 項目 | 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後の防災対応の例 |
|-----|---|
| ガス | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内各ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備えて、ガス工作物（製造設備、供給設備など）の巡視・点検を重要度に応じて行い、必要に応じて補強等適切な対応を行う。 ○ また、後発地震に備えて、設備の緊急装置や地震計、通信設備についても巡視・点検を行い、保安の確保を図る。 ○ （一社）日本ガス協会等の関係団体との非常連絡体制を再確認する。 ○ 復旧を迅速に行うため、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。 ○ 復旧用資機材、車両、飲料水、食料などの備蓄状況を再確認する。 ○ ガス供給状況の発表など広報手順について確認する。 ○ 後発地震が発生した際の応急対策について、速やかに行うための体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。 |
| 上水道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市は、水道水の供給を継続するとともに、後発地震に備えて、水道施設等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、断水時間を短くする措置を講じる。 ○ 水道水の給水機能が継続できなくなった場合を想定し、市民に対して備蓄している飲料水の点検や生活用水の貯水を呼びかけるとともに、応急給水活動の準備を開始する。 ○ 水道水の供給が困難となることを想定し、愛知県等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。 |
| 下水道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市は、下水道施設等の稼働を継続するとともに、後発地震に備えて管路施設及びポンプ場並びに処理場等の巡視・点検を重要度に応じて実施するなど、可能な限り被災箇所数を少なくし、早期の施設稼働を実現する措置を講じる。 ○ 後発地震により施設が被災したときを想定し、施設運転業務受託者や「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づく愛知県東三河建設事務所との緊急連絡体制を再確認する。 ○ 下水道施設の維持管理・修繕が迅速・円滑に行われるよう、民間事業者等への応援要請の手順及び緊急時の窓口連絡先を再確認する。 |
| 通信 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えて、通信設備の巡視・点検を行う。 ○ 後発地震に備えて、予備電源設備などの電源の確保、移動無線機、応急対策用車両や資機材の確保を行うとともに、災害復旧体制の整備を行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を構築する。 ○ 飲料水、食料などの備蓄状況を再確認する。 ○ 後発地震に備えて、災害用伝言ダイヤルその他の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた広報を行う。 |

| 項目 | 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後の防災対応の例 |
|--------------------------|--|
| 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野に入れつつ平常通りの運行に努めるとともに、重要度に応じて鉄道施設等の巡視・点検を行う。 ○ 応急復旧用資機材、飲料水、食料などの備蓄状況を再確認する。 ○ 津波浸水や土砂災害のおそれのある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ○ 後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を再確認する。 |
| バス | <ul style="list-style-type: none"> ○ バス事業者は、安全に最大限留意し、運行停止も視野にいれつつ、平常通りのバスの運行に努める。 ○ 燃料を確保するとともに、飲料水、食料などの備蓄状況を再確認する。 ○ 津波浸水や土砂災害のおそれがある地域を運行する場合は、後発地震による安全対策等について予め検討しておく。 ○ 後発地震が発生した際の帰宅困難者対策を適切に行う体制、具体的な方法、関係者への連絡手段を再確認する。 |
| 病院・小売業など、不特定多数の者が出入りする施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設責任者は、従業員や来客者等の安全確保を最大限図りつつ、営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する施設・店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。 ○ 後発地震に備えて、自家発電設備などの重要設備・飲料水・食料の備蓄状況等を点検する。 ○ 病院や社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、各施設で作成する業務継続計画（BCP）や避難確保計画などを参考に、施設の耐震性・耐浪性などを十分考慮し、要配慮者を保護する。 ○ 店舗等が事前避難対象地域にあるときは、後発地震発生時の避難誘導の方法、責任者、安全確保措置をあらかじめ明示するとともに、後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと判断する場合は、休業や要配慮者の事前避難も視野に入れる。 |
| 金融 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関は、従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、キャッシュサービスなど金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗を広く周知するなど、混乱防止に努める。 |
| 放送 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放送事業者は、気象庁からの南海トラフ地震臨時情報及び市からの避難情報等の正確かつ迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するための措置を適切に講じる。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震が発生した場合に被害が生じるおそれのある施設や緊急的に稼働しなければならない設備について、重要度に応じて巡視・点検を行う。 ○ 従業員や来客者の安全確保を最大限図りつつ、一部地域の避難や被害の状況を踏まえ、事業活動継続の手段を検討・実施する。 ○ その他、後発地震が発生した際の防災行動を検討・実施する。 |

② 事前避難対象地域に所在する事業所等の対応

- 事業者は、原則として「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は、後発地震が発生するリスクが高まっていることから、市の避難情報等の発表状況、小中学校の対応、交通対策などの社会状況などを勘案し、事業継続しながら危険回避措置を行うなど、最大級の警戒をしつつ、事業活動を継続する。この場合において、従業員のテレワーク等が可能であれば、可能な限り実践する。
- 事業者が後発地震からの避難では間に合わない等、生命に危険が及ぶと判断する場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は休業とする。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、更に1週間は後発地震に注意した対応を行う。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常どおり事業活動を行う。

③ 事前避難対象地域以外に所在する事業所等の対応

- 事業者は、市の避難情報等の発表状況、小中学校の対応、交通対策などの社会状況などを勘案し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から1週間は、後発地震の発生に備えた適切な避難行動・業務継続を行う。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合は、更に1週間は後発地震に注意した対応を行う。
- 事業者は、津波浸水が予想される道路の利用を避け、予め検討した輸送に必要な代替ルートへ変更する。
- 事業者は、後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合は、後発地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、通常どおり事業活動を行う。

(4) その他

- 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時に、宿泊者・旅行者など一時滞留者に対して、避難所等への誘導、帰宅支援など必要な対策を講じる。
- 特に、海岸来訪者、釣り人、サーファー、漁業関係者など一時利用者は、沿岸地域の大部分が事前避難対象地域に指定されており、後発地震発生後の避難では間に合わない可能性があることから、沿岸地域への立ち入りを控える。また、市及び関係者は、これらの者が周辺の地理状況を十分把握できていないこと、喫緊の避難が必要であることなどを踏まえ、的確な情報伝達、避難誘導の実施に努める。

7. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際の対応

(1) 市の対応

① 災害対策本部の設置

- 市は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した際に、災害対策本部を直ちに設置する。既に災害対策本部を設置している場合は、本部機能を維持する。
- 市は、関係機関等との連絡調整及び市民及び事業者に対して後発地震への備えを徹底する旨の周知を的確に実施する。
- 後発地震が発生しないまま 1 週間が経過した場合は、災害対策本部を廃止する。

- 市は、次に示す関係機関と連絡調整・報告等を実施するとともに、災害対策本部へ報告する。
 - ・ 関係機関（警察、消防、消防団、自衛隊、愛知県等）
 - ・ ライフライン事業者（電気・ガス・通信事業者）
 - ・ 各協定締結業者及び関係団体
 - ・ 各学校、保育園及び認定こども園、幼稚園及び市所管公共施設
 - ・ 社会福祉施設
 - ・ その他、関係者
- 市は、全市民に対して、家具の固定、飲料水・食料の備蓄の徹底、避難場所や経路、家族との安否確認手段の再確認など、後発地震への備えを徹底するよう、多重の通信手段により周知する。

| 周知媒体 | 具体的な内容 |
|----------------|--------|
| ほっとメール | |
| 防災ラジオ | |
| ホームページ | |
| ケーブルテレビ・FM ラジオ | |
| 同報系防災行政無線 | |
| 緊急速報メール | |
| デジタルサイネージ | |
| Yahoo! 防災速報 | |
| ツイッター・フェイスブック | |
| 広報車による周知 など | |

(広報文例)

こちらは、豊橋市です。○時○○分、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。これに伴い、豊橋市は【非常配備体制】を設置しました。今後、大きな地震が発生する可能性があります。水・食料の備蓄、家具の固定を徹底するとともに、避難先や家族との安否確認手段を再確認するなど、少なくとも今後1週間は巨大地震に注意してください。

- 災害対策本部は、市民等からの問合せ等に対応する窓口を設置する。
 - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した際に、災害対策本部体制の各部班で実施すべき主な業務については、6(1)①に準じる。
 - これまでに述べた市の対応以外の対応については、「豊橋市役所地震対策業務継続計画（B C P）」、「豊橋市災害対策実施要領」及び「各部班行動マニュアル」の例により行う。
- ② 小中学校等、公共の保育園、認定こども園、児童クラブ、社会福祉施設等の対応
- 後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、必要な事業を通常通り継続する。
 - 後発地震が発生した際の児童及び生徒並びに要配慮者の保護の方法等について、各小中学校等が作成した避難確保計画などを参考に、個々の学校・施設等の状況に応じて検討する。
- 後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
 - ・ 保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
 - ・ 児童・生徒等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
 - ・ 施設の点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
 - ・ 出火防止措置及び消防用設備等の点検
 - ・ 飲料水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
 - ・ その他、後発地震に備えた施設及び設備の点検

③ その他の市所管公共施設の対応

- 施設管理者は、後発地震の発生に備えた適切な措置を講じつつ、通常どおり事業を継続する。
- 市が実施するイベントについては、後発地震に最大限注意し、来場者や職員等の安全対策を適切に講じたうえで実施する。

- 市は、後発地震の発生に備え、次の措置を行う。

<共通事項>

- 入館者等への情報伝達
- 入館者等の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
- 施設の点検、設備、備品（遊具等を含む）及び展示物等の転倒・落下防止対策
- 出火防止措置及び消防用設備等の点検
- 水及び食料品の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認・不足品の調達
- 非常用電源設備、防災設備、コンピュータ等の通信設備の点検・整備
- その他、後発地震に備えた施設及び設備の点検

<個別事項>

- 道路、橋梁、トンネル及び法面等の安全管理措置
- 河川、水門及び樋門等の閉鎖手順の確認・閉鎖等
- 動物園等特殊施設にあっては、後発地震発生後の危険防止の観点から必要な措置
- 社会福祉施設にあっては、入居者の保護及び保護者への引継ぎ方法等
- 水道・下水道施設の巡視・点検
- 農地・ため池等の巡視・点検

(2) 市民の対応

- 市民は、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した際は、後発地震が発生する可能性が高まっている異常事態であることを十分に認識し、できる限り安全な行動をとらなければならない。
- 気象庁が発表する情報、市が発令する情報を様々な手段を用いて自ら取得するよう心がけるものとする。
- 市民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表後1週間は、日常生活を送りつつ、日ごろからの地震への備えの再確認をする、より安全な行動を選択するなど、後発地震からの被害の軽減を図る。
- 市民は、臨時情報発表後にあわてて飲料水・食料の備蓄、家具の固定をすることがないよう、日ごろから必要な対策を実施する。

- 市民がとるべき行動は、6(2)に準じる。

(3) 事業者の対応

- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の防災対応について、あらかじめ検討し、事業所等ごとに策定する事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画に記載しておく。
- 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際は、発表後1週間は後発地震の発生に留意しつつ、必要な事業を継続する。
- その際の防災対応については、平常時に検討した「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を基本とし、適切な避難行動・業務継続を行う。
- 民間の保育園、認定こども園及び幼稚園並びに高齢者福祉施設及び障害者福祉施設などの要配慮者が利用する施設の管理者は、事業者が作成した避難確保計画などを参考に、7(1)②に準じた対応を行う。

○事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際の対応を事前に検討し、事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画に記載しておく。

<検討項目の例>

- ・ 食料、燃料及び資機材などの確保方法
- ・ 非常用発電設備や重要生産設備の点検方法
- ・ 代替の原材料の調達先や運搬ルート
- ・ 従業員の再配置案
- ・ 優先業務の設定

○ 事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表後は、事前に検討した防災対応を基本としつつ、突発地震が発生した際の防災対応等も参考とし、人員の再配置や優先度の高い業務の選択など、事業活動を継続するための措置をとる。

○ 事業者は、日ごろからの備えの再確認、施設及び設備の点検、従業員の安全措置、確実な情報伝達の実施など、後発地震に備えた対応を適切に実施する。

8. 配慮事項

(1) 南海トラフ地震臨時情報の理解促進

- 市は、従前から実施している突発地震への備えを最重要事項としつつ、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を最大限活用し、被害の軽減に努める。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報の誤った理解による社会的混乱が発生しないよう、あらゆる機会を捉えて、臨時情報の内容及び本指針に記載する防災対応を市民その他の関係者へ周知し、正しい情報の理解に努める。特に、事前避難対象地域に居住する市民に対しては、住民説明会を実施するなど、周知徹底を図る。
- 関係機関及び事業者は、関係者及び従業員等へ南海トラフ地震臨時情報の正しい理解の啓発に努めるとともに、市が行う災害対応に可能な限り協力するものとする。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報発表後に、市民が慌てて家具固定や備蓄品の確保などを行わなくて済むよう、普段からの防災対応の啓発に努める。
- 市は、避難所の状況や収容人数を適宜把握し、感染症の拡大にも留意しつつ適切な避難所運営を実施するものとする。
- 市は、関係部局や関係機関、事業者等と連携・調和を図りつつ、適切な防災対応がとれるよう、情報共有や協議等を適切に行う。
- 市、関係機関及び事業者は、豊橋市地域防災計画、本指針その他の関係規定、計画及びマニュアル等に基づき、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報が最大限の活用が図られるよう事前に検討を行い、これが発表された際の具体的な体制、手順等について、例えば事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画又はマニュアル等に記載しておく。

- 市、関係機関及び事業者は、南海トラフ地震臨時情報の周知を進める際は、南海トラフ地震臨時情報は必ずしも発表されるわけではなく、突発的に南海トラフ地震が発生する可能性もあることに最大限留意する必要がある。
- 気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を最大限活用するためには、市の各部局、関係機関及び事業者が、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な体制、防災対応手順、関係者の連絡先等を平常時に検討しておくことが必要不可欠である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の具体的な体制、手順については、例えば、事業者が作成した事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画、市が策定する各部班行動マニュアル、危機管理マニュアルに記載するなどの方法が考えられる。

(2) 訓練等の実施と指針の見直し

- 市、関係機関、事業者及び市民は、現在実施している地震防災訓練に加えて、南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応についても訓練を実施し、参加者等に理解してもらうことが重要である。
- 市、関係機関、事業者は、訓練の結果及び反省点等を踏まえ、訓練内容の見直し、事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画又はマニュアル等の見直しを行う。
- 市は、関係部局や関係機関と継続して協議を進め、南海トラフ地震臨時情報を最大限活用した被害の軽減策の充実に努める。
- 市は、関係者からの意見を踏まえつつ、定期的に豊橋市地域防災計画、本指針その他の計画及びマニュアル等の見直しを行う。

9. その他

- 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応については、これまでに記載したもののはか、ガイドライン、手引きに記載された防災対応を準用する。
- 「事前避難対象地域」の設定の詳細については、「豊橋市津波避難行動指針」に記載する。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う学校休校時における乳幼児、児童及び要配慮者（高齢者・障害をお持ちの方など）を一時的に預かる仕組みについては、一律の手順を設けることは課題も多いことから、関係部局と継続して検討を進める。

参考資料

※ 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）」を加筆修正

地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト

(市民編)

迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等どのような危険が想定されるかを確認する
- 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- 家族との連絡手段を決めておく
- 非常持出品（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオなど避難生活を送るために必要なもの）を、就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する
- すぐに逃げられる服装で就寝する
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない
- 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない
- 屋内のできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活する
- がけ崩れのおそれがある地域では、がけに近い居室で寝るのを控える
- 津波、土砂災害等のリスクが高いところでは、不安がある場合に避難できる安全な知人宅、親類宅等を検討する

家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策

- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- キャスター付きの収納、ベッド等を固定する
- テーブル・椅子のすべり防止対策をする
- テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をする
- 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛びだし防止対策をする
- 冷蔵庫の転倒防止対策をする
- 電子レンジの落下・すべり防止対策をする
- ベッド頭上に物を置かない
- 高い場所に物を置かない

出火や延焼の防止対策

- 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く
- コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- 消火器を取り出しやすい場所に置く
- プロパンガスのボンベを転倒しないよう固定する
- 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する

地震発生後の避難生活の備え

- 水や食料の備蓄を多めに確保する
- 簡易トイレを用意する
- 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト

(事業者編)

発災前の備え

- 事業所ごとに事業継続計画（B C P）・事業継続力強化計画を策定している
- 事業継続計画（B C P）等に基づく訓練を定期的に実施している
- 事業継続計画（B C P）等の見直しを定期的に実施している

身の安全確保と迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップを確認する
- 建物の耐震診断を行う
- 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知する
- 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移す
- 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに従業員や顧客の避難誘導ルールを策定する
- 従業員の安否確認手段を決める
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 防災訓練（避難訓練、火災消火等）を実施する
- 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所での作業を控える

施設・設備などの安全対策

- 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する
- 機械・設備・PC 等の転倒・すべり防止対策をする
- 机・椅子のすべり防止対策をする
- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- 高い場所に危険な物を置かない
- 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存しておく

発災後のための備え

- 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状況を確認する
- 早期復旧に必要な資機材の場所を確認する
- 事業継続に必要な調達品の確保を実施する（製品や原材料の在庫量見直し等）
- 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認する
- 企業・組織の中核機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保する
- 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保する
- 取引先、顧客、従業員、株主、地域住民、政府・地方公共団体などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保する
- 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配置、役割分担・責任、体制などを確認する
- 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する

事業者の防災対応検討の際の参考様式集

<重要業務の整理>

| 重要業務 | 重要業務に必要な資源 | | 重要業務の責任者 | 責任者連絡先 | 備考 |
|------|------------------|-----------------|----------|--------|----|
| | 人手による一部代替が不可能な資源 | 人手による一部代替が可能な資源 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

<対象とする災害と想定される被害の整理>

| | |
|---------|--|
| 対象とする災害 | 南海トラフ巨大地震（震度○、津波浸水深○m、津波到達時間○分） |
| 想定される被害 | <p>(事業所 A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設躯体の損壊・亀裂、壁・天井の落下 ・什器・家具類の転倒・落下、ガラスの散乱 ・エレベーターの停止 ・負傷者の発生 <p>(事業所 B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間発災の場合、最初の地震でも津波警報等発令により要避難（後発地震ではさらに強震動が伴う可能性があり、営業が難しい）。 <p>(事業所 C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地場所では大きな被害は想定されず、通常営業が可能。ただし、最初の地震による被災の影響があり、部品調達等が難しい。 <p>・・・</p> |

<南海トラフ地震臨時情報発表時のリスクの整理>

| 項目 | 状況 | リスク |
|--------|---|--------------------------------|
| 避難勧告等 | ・事業所 A が避難勧告の発令 対象地域に位置 | 事業所 A の事業中断 |
| 学校 | ・学校 A の臨時休業 | 学校 A の児童・生徒の保護者 である従業員が出社困難 |
| 道路 | ・最初地震の影響で太平洋側 のルートが使用困難 | 大幅な迂回による輸送、部品・物 資調達の遅れ等 |
| 鉄道 | ・通常運行が可能ではあるも のの、最初の地震による被 災影響あり。 | 折り返し運転等の影響でダイ ヤの乱れ等 |
| ライフライン | ・通常どおりの供給継続 | ・・・ |
| ・・・ | | |

<日頃からの地震への備えの再確認に関する事項の整理>

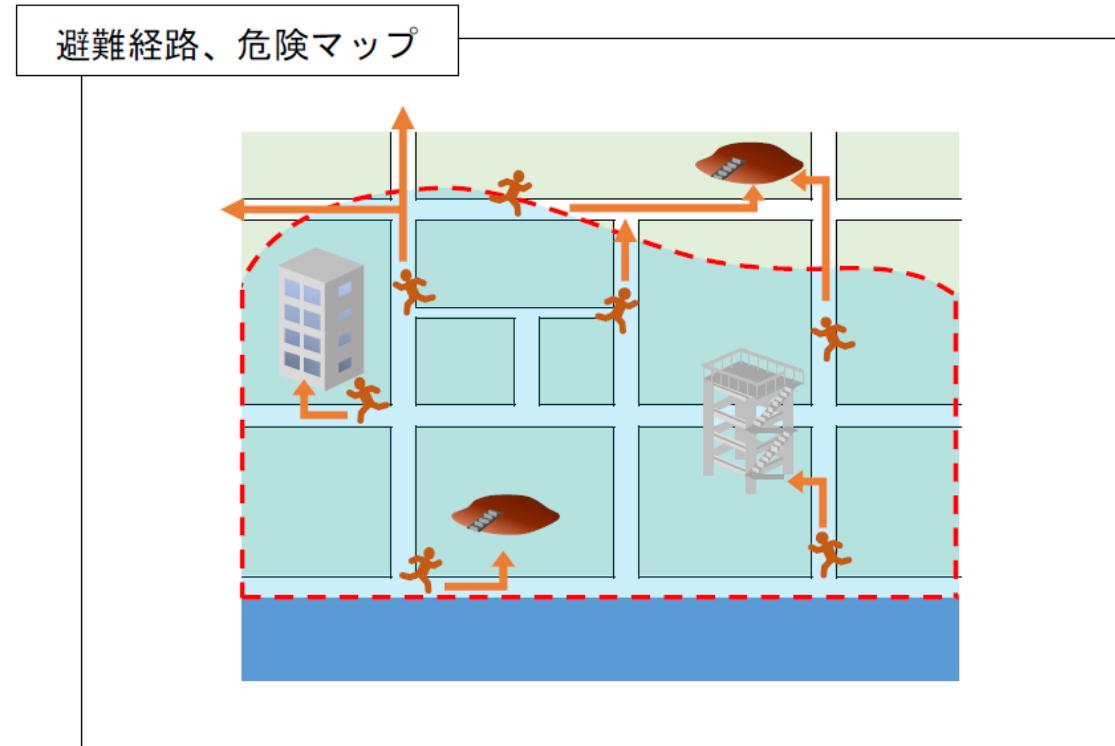
※「地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト（事業者編）」参照

<施設及び整備等の点検に関する事項の整理>

| 点検項目 | 点検手順 | 担当 |
|--------------------|------|----|
| 主要生産設備の点検 | | |
| 転倒・落下物の危険箇所の 点検 | | |
| 保有社宅等の耐震性の確認 | | |
| 緊急用自動車の点検、整備 | | |
| ・・・ | | |

＜住民等の安全確保に関する事項の整理＞

| 住民等の安全確保 | 備考 |
|-------------------|----|
| 「住民事前避難対象地域」外への避難 | |
| ・・・ | |



| | |
|---------|--|
| 事業所名 | |
| 避難先 | |
| 避難誘導責任者 | |
| 備考 | |

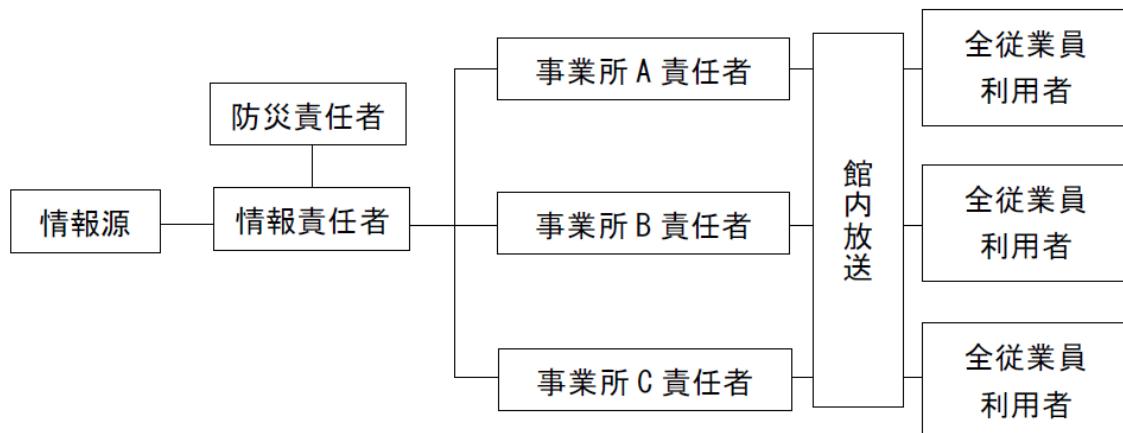
＜地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項の整理＞

| 地震に備えて普段以上に警戒する措置 | 備考 |
|---------------------------|----|
| 輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更 | |
| 利用する港の変更 | |
| 荷物の平積み措置 | |
| 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化 | |
| ・・・ | |

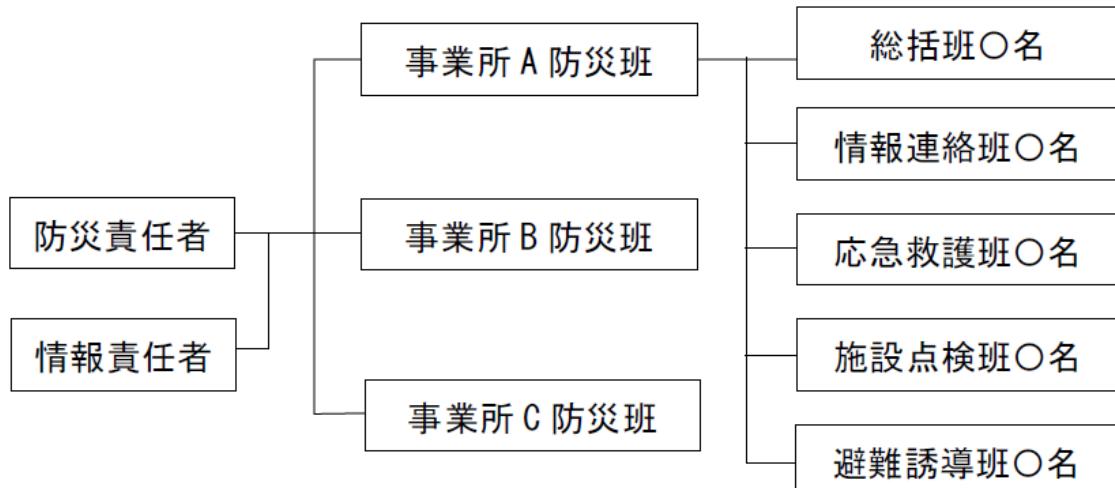
＜地域への貢献に関する事項の整理＞

| 地域貢献活動 | 備考 |
|-------------------------|----|
| 避難者に対する生活必需品等の必要物資の提供支援 | |
| 避難先として敷地の提供 | |
| ・・・ | |

＜南海トラフ地震臨時情報伝達経路に関する事項の整理＞



＜南海トラフ地震臨時情報発表時の所要要員の確保に関する事項の整理＞



用語集

【あ行】

大津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

一部割れケース

南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生したケース。

【か行】

後発地震

最初の地震の後、またはゆっくりすばりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震。

高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

【さ行】

最初の地震

「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上」、「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満」、「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震。

事業継続計画

企業が自然災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法、手段などを取り決めておく計画。

事業継続力強化計画

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で、経済産業大臣に認定を受けたもの。

事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、政府からの呼びかけを受けて、避難勧告等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。

市民

本市域に居住する者や通勤、通学、旅行者等その地域にいるすべての者。

住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難勧告等を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

【た行】

津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

津波浸水想定区域

津波が発生したときの浸水する区域。ここでは、豊橋市南海トラフ地震被害予測調査（平成26年8月）で示された理論上最大モデルを表示する。

津波注意報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

突発地震

地震発生可能性の高まりの予測につながるような現象が観測されることなく突然生じる地震。

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき都道府県が指定した、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

豊橋市南海トラフ地震被害予測調査

本市に大きな被害を及ぼすおそれの高い南海トラフ地震について、科学的な知見を用いて被害の想定及び防災対策の課題を抽出した調査。過去に実際に発生した地震を参考とする「過去地震最大モデル」とあらゆる可能性を考慮して最大クラスの地震を想定した「理論上最大想定モデル」の 2 つのモデルケースがある。

【な行】

南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）では、「南海トラフ」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」と定義している。

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。

南海トラフ地震関連解説情報

南海トラフ沿いで観測された異常現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合又は南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合に気象庁から発表されるもの。

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするため、気象庁から発表されるもの。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法、地震防災対策特別措置法その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定された法律。

南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として指定している。平成 26 年 3 月 28 日現在において、1 都 2 府 26 県、707 市町村が指定されている。

【は行】

半割れケース

南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が高まったと評価されたケース。

避難指示（緊急）

災害対策基本法の規定により、市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

【や行】

ゆっくりすべり

プレート境界面等の断層面で発生するすべり現象を、ガタガタという地面の揺れをもたらすような短周期の地震波を発生させる地震性すべりと、短周期の地震波をあまり発生させないゆっくりとした非地震性すべりに分けて考える場合がある。本指針では、後者のことをゆっくりすべりと表記する。

要配慮者

平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。

豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る 防災対応指針

202 年 月発行

発行・編集 豊橋市防災危機管理課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-3116
FAX 0532-56-2122

監修 名古屋大学減災連携研究センター